

## 第二回 北海道 Hill Climb with もりまち

**ヒルクライム(hill climb)**とは、登坂競技のこと。山や丘陵の上り坂に設定されたコースを走るタイムレースである。

開催場所 北海道茅部郡森町赤井川 グリーンピア大沼 特設コース

開催日 平成 30 年 9 月 29 日 公開練習 8:00～16:00

平成 30 年 9 月 30 日 決勝 2Try

エントリー代 一名 32,000 円

ドライバー、ピットクルー共にスポーツ団体保険 1 名につき 2,200 円

(ドライバー分は、当会で負担する。)

クラス分けとして 2WD、4WD

共に 2 本のタイムアタックのベストタイムにて順位の決定をする。

クラス毎の個人ベストタイムの表彰

チームエントリー

1 チーム 3 名以上としチーム内の上位 3 名の合計タイムを表彰する。

### 目的

本会はモータースポーツを愛し楽しむ森町及びその近郊、道外の一般市民を対象として、交通安全や自動車を取り巻く環境問題に関するイベント及びモータースポーツの認知向上のためのスポーツカーレースの企画・開催及びこれらに関連する事業を行いモータースポーツの認知向上とその魅力を広く訴求し、モータースポーツ文化の発展と継承、管内自動車産業全体の活性化、青少年への健全な車社会に対する意識の向上を図り、もって環境の保全と地域社会の安全活動に寄与することを目的とする。

## 第一章 総則

「2018年 第二回 北海道 Hill Climb with もりまち」は、本協議大会特別規則書ならびに下記のレース車両規定に従って開催される。

### 車両規定

#### 第1条 競技会の名称

第二回 北海道 Hill Climb with もりまち

#### 第2条 競技種目

四輪自動車によるタイムトライアル

2WD・4WD 共に個人によるベストタイムにて順位決定し表彰する。

他、チーム戦として 同チーム内、上位三名のタイムの合計で最上位1チームを表彰する。

#### 第3条

##### 1) 開催日および開催場所

公式練習 9月 29日 (土)

決勝 9月 30日 (日)

##### 2) 開催場所

グリーンピア大沼 特設コース

Tel 01374-5-2277 / Fax 01374-5-2321 (電話・FAXでのお問い合わせは、ご遠慮下さい。)

#### 第4条 参加車両

本競技会に参加が認められる車両は、点検、整備された車両。特別規則並びに車両規定に準ずる車両。

#### 第5条 レース区分・クラス区分

レース区分	クラス区分
Hill Climb	2WD・4WD

## 第二章 参加者

### 1) 競技出場の義務

参加が正式に受理された参加者は、車両規則に従って完全に整備し、必ず競技会に出場するものとする。

### 2) ピットクルーの指名登録

ピットクルー参加者は、本規則の定められた資格を有するドライバーがピットクルーの指名登録を行い任意のスポーツ団体保険料を納入して期日内に参加申し込みの手続きを行わなければならない。

### 3) ピットクルーならびにゲストに対する義務と責任

参加者は自分が指名したピットクルー、その他チームのピットクルーならびにゲストに対して、諸規則の厳守と安全の確保の義務があり、最終的責任を負わなければならない。また、ドライバー、ピットクルーならびにゲストも同様にそれぞれの責任を負うものとする。

### 4) 参加の取り消し

参加者は、参加申し込み後の参加取り消しを行う場合には、理由を付した書面を大会事務局宛てに提出しなければならない。また締め切り以降の取り消しには参加料の返却は行わない。

## 第1条 ドライバー

### 参加資格

すべてのドライバーは有効な運転免許証を所持している事。

北海道 Hill Climb with もりまち団体のスポーツ安全保険に加入している事を義務付ける。(エントリー時に納付済み)

## 第2条 ピットクルー（メカニック）

- 1) 本競技会に参加されるピットクルーは参加者によって指名登録され、登録手続きされた者でなければならない。指名登録されたピットクルーは、北海道 Hill Climb with もりまち団体のスポーツ安全保険に加入する事を強く推奨する。
- 2) ピットクルーの登録はピット責任者を含み3名までとする。
- 3) 車両のメンテナンスにあたる者は作業に適した衣服を着用しなければならない。

### 第三章 参加申し込み

#### 1 条 参加申し込み

- 1) 参加申し込みは下記の書類を完全に記入した上で、大会事務局宛まで申し込まなければならない。  
(郵送の場合締切日消印有効)

※参加申込書（誓約書、承諾書の署名,捺印を含む）

- 2) 参加申し込み受付

・受付開始と締切 平成 30 年 6 月 20 日より平成 30 年 8 月 26 日 郵送の場合は、期日消印有効とする。

- 3) 参加申し込み先

大会事務局を申し込み先とする。

#### 送付先

〒049-2326

北海道茅部郡森町御幸町 32-8

北海道 HillClimb with もりまち事務局 宛

#### 第 2 条 参加審査と参加受理と参加拒否

- 1) 大会事務局へ参加申込書が届いた時点で大会事務局で参加審査と協議をする。

- 2) 申し込みが正式に受理された参加者には、大会事務局から参加受理書が交付される。また、参加料・保険料の納付金額と納付先を同封する。入金確認後、正式に参加となる。

ただし締め切り後、大会事務局から参加拒否される場合がある。

- 3) 参加を受理された後、参加を取り消す参加者には参加料は返還されない。

- 4) 参加受付を行った後、車検、予選に出場出来なくなった場合にはすみやかに大会事務局に申し出なければならない。

#### 第 3 条 参加受付

参加申し込みが正式に受理された参加者は、公式通知(タイムスケジュール)に示された日時、場所で行われる参加確認時に下記に書類の提示もしくは提出をしなければならない。

- ① 正式受理書
- ② 運転免許証

## 第四章

### 参加者の遵守事項

#### 第1条 参加者の遵守事項

- 1) 参加者及びドライバーは参加申し込みの際して、必ず本大会で定める誓約書に署名、捺印をしなければならない。
- 2) グリーンピア大沼、施設内外の案内、標識、道路標示、コース外は、時速20km以下を厳守すること。
- 3) グリーンピア大沼保養施設は、通常営業もしているので一般客の迷惑がかからないように朝8時前、夜は、17時以降のエンジン始動は、禁止する。
- 4) グリーンピア大沼保養施設のため敷地内や施設周辺での野宿、テント泊、車中泊は、禁止する。
- 5) 施設内、特設コース上の器物を破壊または破損した場合は、該当者が責任をもって修理、交換をすること。
- 6) すべての参加者は誓約の主旨に従い、公正に行動し、言動を慎みスポーツマンシップに乗っ取ったマナーを保たなければならない。
- 7) 参加者は競技中または競技に関係している時は薬品などによって精神状態をつくったり、飲酒してはならない。また許された場所以外で喫煙してはならない。
- 8) ドライバーは、必ずドライバーズブリーフィングに出席し、遅刻や欠席したドライバーに対しては、罰金、決勝出場の拒否が科せられる。
- 9) 本条項の違反に対する罰則は、参加者もしくはドライバーに課せられる。
- 10) 参加者には、ドライバー以外のメカニックを一人以上帯同する事を強く推奨する。

#### 第2条 ピットの使用

- 1) レースを通じての使用ピットは、大会事務局よって割り当てられる。
- 2) 割り当てられたピットを参加者相互で交換・変更する場合は、互いに了承しあった上で、大会事務局に許可を受けなければならない。
- 3) ピット内は整理整頓して使用する事。
- 4) ピット内ではタバコ等一切の火気を取り扱わない事。
- 5) 使用後は、必ず清掃する事。

## 第五章

### レース車両に関する統一安全規定および参加車両規定

車両の改造および付加物の取り付け等により北海道 Hill Climb with もりまち技術委員長及び代理人が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

※この規定は、すべて安全確保の見地からである。

#### 第1条 配管類

燃料ホース(配管)及びオイル、ブレーキ配管などは、外部から損傷を受けぬよう(飛石、腐蝕機械的損傷)すべてを考慮し 保護策をとらねばならない。また、室内には絶対に火災及び損傷を発生させない配慮をすること。

#### 第2条 安全ベルト

安全ベルトを座席やその支持体に固定することは禁止される。

フルハーネス式の4点式以上を装備する事。

#### 第3条 消火装置-消火系統

全ての車両は手動消火装置を装備する事が望ましい。

##### 1) 取り付け

消火器の取り付けは、クラッシュ時を考慮し、強いGがいかなる方向に加えられても耐えられるように取り付けなければならない

ず、取り付け方向は車両の前後方向中心線に対し直角に近い状態で取り付けるのが望ましい。

(リベット留めは禁止される)

##### 2) 消火剤の最小容量

1 k g 以上。

※ただし F I A が公認した 2 k g 以上の消火装置が望ましい。

##### 3) 取り付け場所、取り外し

消火器はドライバー等が着座した状態で容易に取り外せる位置に取り付けられなければならない。

なおかつ助手席側からも容易に取り外せること。

#### 第4条 定義

##### 1) ロールケージ

全ての車両は4点以上ロールケージを装備する事が望ましい。

##### 2) ドアバー

車両の運転席側及び助手席側に取り付ける事を強く推奨される。

## 第5条 オイルキャッチ装置

オイルがコースに流出することを防ぐための確実な装置を取り付ける事が望ましい。

※オイルキャッチタンクを使用する場合容積が2リッター以上であることが望ましい。

## 第6条 牽引用穴あきブラケット

すべて車両は全ての競技に際し、穴開きブラケット、もしくはトーイングストラップタイプの牽引フックを前後に備えなければならない。

車両が砂地に停車したときでも使用が可能な位置に取り付けられていなければならない。

## 第7条 ドライバーの装備品

### 装備品の種類

- ① 競技用ヘルメット
- ② レーシングスーツ (耐火炎レーシングスーツ)
- ③ レーシンググローブ (耐火炎レーシンググローブ 装着推奨)
- ④ レーシングシューズ (耐火炎レーシングシューズ 装着推奨)
- ⑤ ハンス (頭部および頸部の保護装置のFHRシステム) ○装着推奨

※ ①②は、必須条件。装着推奨装備品はFIA公認製品が望ましい

## 第8条 公式車両検査

- 1) 公式車両検査は、公式通知されるタイムスケジュールに従って所定の場所で行われる。
- 2) ドライバーは安全装備品を携帯、もしくは着用して技術委員の点検を受けなければならない。
- 3) 公式車両検査を受けない車両、検査の結果不相当と判断され、技術委員の改善命令に応じない車両は、競技に出場できない。
- 4) 公式車両検査を受ける車両は参加者、ドライバー、登録されたメカニックのいずれかが同行しなければならない。
- 5) 参加者または当該車両のドライバー、メカニックは公式車両検査を受ける際、申告を命ぜられた事項に関して車両申告書に確認の為署名をしなければならない。
- 6) 公式車両検査に合格した後の車両は、改造してはならない。
- 7) 技術委員は、車両検査の時間外であっても随時参加車両の検査を行う権限を持ち、この検査に応じない参加者に対しては罰則が適用される。

## 第9条 競技終了後の車両保管と入賞者の車両検査

- 1) 決勝レースを終了した完走車は競技委員の指示により保管される。保管中の車両は改造したり整備してはならない。
- 2) 車両保管中の車両の出し入れは競技役員の指示に従わなければならない。
- 3) 入賞車及び抗議対象車はレース終了後または大会審査委員会の求めに応じて車両検査を受けなければならない。
- 4) 入賞車及び抗議対象車の車両検査には、本競技会の関係役員以外立ち会う事ができない。
- 5) 車両検査に応じない車両は失格とされる。



## 第六章

### 信号合図及び競技、走行中の遵守事項

#### 第1条 信号合図

- 1) 競技中の信号合図は信号機または旗信号によって行われる。
- 2) 信号機または旗信号に従わないドライバーには罰則が適用される。この違反行為の判定 に対する抗議は受け付けられない。

※大会審査委員会は状況に応じて罰則を軽減、強化できる。

#### 第2条 走行中のドライバーの遵守事項

走行中のドライバーは次の各項を守らなければならない。

- 1) ヘルメット及び安全ベルト、レーシングスーツ、グローブ等の確実な着用。
- 2) 車両は他者を同乗させてならない。
- 3) 走行中コントロールを失った車両、走路外に出た車両はコースに戻る時には、安全を確認、注意して戻らなければならない。
- 4) 原則、ピット停止する際は、必ずエンジンを停止する事。
- 5) いかなる場合を問わず、そのドライバーがコース上に一時的でも車両を放棄した場合、レースを放棄したと見なされリタイヤとする。
- 6) 原則、チェッカー後は減速をして安全にピットインすること。またレース終了後は、原則、全車車両保管場所に移動し、停車する事。

#### 第3条 セーフティー・カー

- 1) 競技長の決定によりレースを非競技化する為にセーフティーカーが使用される場合がある。
- 2) パドックよりスタート地点に向かう時、セーフティーカーは原則、先頭競技車両の前に位置し走行する。
- 3) セーフティーカーが活動中は、競技車両は全コース侵入禁止である。

#### 第4条 妨害行為

- 1) 競技中、ドライバーは故意に他の車両の走行を妨害してはならない。また、明らかに事故が予見できる危険な行為を行ってはならない。
- 2) 大会期間中いかなる場合においても『危険なドライブ行為』をおこなってはならない。

#### 第5条 リタイヤ（棄権）

リタイヤの報告は原則としてドライバー、または参加代表者が行わなければならないが、やむを得ない場合オフィシャル（コース委員/ピット審判員）の判断でリタイヤと見なされる。この場合抗議は受け付けられない。

## 第七章

### スターティング・グリッド

- 1) ドライバーは公式車両検査に合格した車両で、公式通知に示されるタイムスケジュールによって行われる公式練習に必ず出場しなければならない。
- 2) 決勝レースのスターティング・グリッドは、公式通知に示されるスタート順に従って決勝レースのスターティング・グリッド(所定の位置)から発進しなければならない。

## 第八章 スタート

### スタート前の遵守事項

#### 出走前検査（スタート前チェック）

ドライバーは公式通知に示させた時間までに所定の場所に集合し車両とともに技術委員の出走前検査を受けなければならない。コースインは技術委員の許可とオフィシャルの指示誘導に従って行わなければならない。

## 第九章 レースの中断および再レース

### 第1条 レースの中断

事故によりサーキットが閉鎖された場合、また天候、その他のレース継続が不可能になった場合、レースを中断する必要がある場合、競技長は赤旗または赤信号をコントロールライン上に於いて表示し、同時にすべてのオブザベーション・ポストでも赤旗または赤信号が表示される。レース中断は大会審査委員会の承認を得て競技長にのみによって行われる。ただし緊急の場合における赤旗表示の決定は競技長によって行う事が出来る。この合図が出されたら全ての車両はすぐにレースを中断し、競技役員の指示に従って、待機すること。

### 第2条 再レース

レースが中断された場合、競技長は大会審査委員と協議の上、レースを再開もしくは終了できる。

## 第十章 抗議および罰則の適用

### 第1条 抗議の手続きと制限

- 1) 抗議を行うのが許されるのは、指名登録された参加者に限られる。
- 2) 抗議を行うときは、書面により抗議対象とする箇所、または内容を具体的に記載しなければならない。
- 3) 技術委員（車両検査委員）の判定に関する抗議は決定直後でなければならない。
- 4) 審判員の判定に対する抗議は受け付けられない。

### 第2条 抗議の裁定

大会審査委員会の裁定結果は、関係当事者のみに口頭で通告された後、公式通知等で公表される。

## 第十一章 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは次の権限を有するものとする。

- 1) 参加申し込みの受付に際してその理由を示す事無く、参加者、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- 2) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼布させることができる。
- 3) すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、放映、出版の権限を有し、その権限を第三者が使用する事を許可できる。

## 第十二章

今後もこのイベントが継続して開催出来る様に、参加者、オフィシャル、運営、事務局と皆で一致団結し楽しいイベントとなるように努め協力し合う。

主催 北海道 Hill Climb with もりまち実行委員会

大会代表	太田 勝也
大会副代表	佐藤 悦久
大会副代表	佐々木 弘
技術委員長	玉山 成玫

# 旗 信 号

## 競技長(あるいはその代理人)によって使用される旗信号



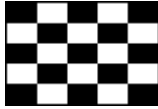
[国旗]

(通常) レーススタート



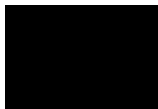
レース競技の中止。

ドライバーは直ちに速度を落とし、ピットレーン戻ること。追い越し禁止



黒と白のチェッカー旗

競技終了



黒旗

提示を受けたドライバーは、次にピットエントリーに近づいた時にピットあるいは特別規則書等に指定された場所に停止する事、(ピットスルーの場合もある)



オレンジ色の円形のある黒旗

車両に機械的欠陥が生じている。提示を受けたドライバーは、次の周回時に自己のピットに停止する事。



黒と白に斜めに2分割された

スポーツ精神に反する行為をしたドライバーに対する警告。1度だけ表示される。

## オブザベーションポストで使用される旗信号



[レース競技の中止。]

ドライバーは直ちに速度を落とし、ピットレーン戻ること。追い越し禁止



[黄旗] 走行中のレース車輛に、近くに危険があるという事を知らせる。黄旗の振られているポストから、次の黄旗までの間は追い越し禁止区間となる。また、黄旗が振られている場合は「コース上」、振られていない場合は「コース脇」と、旗の動作で危険箇所をも知らせる。



[オイル旗]

路面が滑りやすい。(オイル、砂、水など)



[青旗] 後方から、明らかに速い車が接近し、追い抜こうとしているという事をドライバーに知らせる。周回遅れのマシンに上位のマシンが迫っている時など、危険回避のために出される。



[白旗]

白旗表示区間に低速走行車両がある。



[グリーン。フラッグ] 緑色の旗。手前のポストで出されていた旗の内容が解除されるという事を示す。黄旗が出されたポストの次に青旗が出された場合は、追い越し禁止の解除を示す。また、予選のスタートの合図にも使用される。